

# 同 意 書

## 1 任意継続資格取得について

- 健康保険の任意継続に加入するためには、次の2つの条件を満たしていることが必要です。
  - 資格喪失日までに健康保険の被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。
  - 資格喪失日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。(20日以内健保必着)
- 任意継続の加入期間は被保険者の資格を取得した日から2年間です
- 退職後引き続き再就職される場合は、任意継続の資格取得はできません。
- 資格取得申請書を提出後の初めて納付すべき保険料を納付期日までに納付しなかった場合は、任意継続被保険者にならなかったものとみなします。(法第37条)
- 資格喪失日(退職日の翌日)が、任意継続の資格取得日となります。
- 任意継続の資格取得と同時に、引き続きご家族が被扶養者の手続きをする場合は、当健保組合のHPに掲載のある「被扶養者認定基準」の要件を全て満たしていることが必要です。

## 2 任意継続資格喪失について

- 次のいずれかの事由に該当したときは、( )内の日から任意継続被保険者の資格を喪失します。
  - 加入者(ご本人)が就職して健康保険等の被保険者資格を取得したとき。(勤務先で新しい資格を取得した日)
  - 保険料を納付期限までに納付しなかったとき。(納付期限の翌日)
  - 加入者(ご本人)が後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき。(後期高齢者医療制度の被保険者となった日)
  - 加入者(ご本人)が亡くなったとき。(亡くなった日の翌日)
  - 任意継続資格満了日(2年間)になったとき。満了時に「資格喪失証明書」を送付しますので、速やかに国民健康保険等の加入手続を行ってください。
- 上記、「1」と「4」の事由に該当し、喪失する際は、当健保組合までご連絡ください。「任意継続被保険者資格喪失申請書」を送付いたします。
- 「国民健康保険に加入する」または「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失することはできません。
- 任意継続の資格を喪失した場合は、必ず保険証を健康保険組合に返納してください。また、高齢受給者証、限度額認定証等が交付されている場合は、併せて返納してください。紛失した時は、至急ご連絡ください。
- 資格喪失日以降に保険証の使用はできません。資格喪失日後に使用(受診)した場合、医療費の保険負担分を全額返納いただくこととなります。(法第58条1項)

## 3 保険料について

- 任意継続保険料は全額自己負担となるので、申請時に保険料額を必ず確認してください。
- 保険料は、次の場合に変更になります。
  - 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合、または任意継続加入中に65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合
  - 健康保険料率や介護保険料率に変更された場合
  - 標準報酬月額の上限が変更された場合
- 保険料は加入した月から必要となります。また、保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。月の途中で加入した場合も1ヵ月分の保険料を納めていただくこととなります。
- 保険料の納付期限は毎月10日です。半年前納・1年前納を選択している方は、納付期限が違うので納付書を確認のうえ納めてください。
- 前納を選択している場合、納付期限内に納付されなかった場合は割引保険料の資格はなくなり、毎月払扱いに変更となります。
- 任意継続の資格喪失する場合は、納付済保険料は還付できません。但し、再就職・本人死亡の場合は還付請求書を提出することにより未経過期間に係わる保険料を一定の割合で還付します。(則141条第1項、第2項)
- 任意継続資格取得と同一月に再就職した場合は1ヶ月分の保険料は徴収します。

## 4 「健康保険被保険者証」・「被保険者資格証明書」の交付

- 「任意継続被保険者証」は健康保険料納入確認の後に発行いたしますが、その間の医療機関受診に対応するため「被保険者資格証明書」を交付いたします。

## 5 届出に変更がある場合

- 氏名変更・住所変更等(届出申請書は、HPよりダウンロード可能)
- 被扶養者に異動がある場合(健保組合までご請求ください。「被扶養者(異動)届」をご送付いたします)

上記の事について確認し、承知した上で2年間任意継続被保険者制度に加入します。

平成 年 月 日(提出する日を記入する。)

申請者氏名

印

(被保険者名と押印をしてください。)

中部アイティ産業健康保険組合 殿